

一般社団法人レジャーダイビング認定カード普及協議会 定款

改訂履歴

2025年4月1日

施行

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人レジャーダイビング認定カード普及協議会と称し、英文では、Recreational Diving Certification Card Promotion Council と表示する。

(目 的)

第2条 当法人は、レジャー・スクーバ・ダイビングに於ける、エントリーレベルから指導者レベルまでの指導に関する世界基準を本団体正会員の遵守事項と定め、レジャーダイビングの安全と業界の発展に寄与する事を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) レジャー・スクーバ・ダイビングにおいてエントリーレベルから指導者レベルの世界基準を普及・啓蒙
- (2) 採択されたレジャー・スクーバ・ダイビングの世界基準の実施状況に関する調査システムの策定・普及
- (3) 採択されたレジャー・スクーバ・ダイビングに関する世界基準の実施に関する支援と広報
- (4) 内外関係諸団体との連絡並びに情報及び資料の収集・交換
- (5) 関係諸官庁に関する建議
- (6) 前各号に附帯する一切の活動

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告方法は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機 関)

第5条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 会 員

(会 員)

第6条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- 1 正 会 員 当法人の目的に賛同し、日本国内において継続的にレジャー・ダイバー認定業務を行う法人
- 2 賛助会員 当法人の目的を賛助するために入会した法人又は任意団体

(入 会)

第7条 当法人の正会員又は賛助会員（以下「会員」という。）となるには、正会員2名以上の推薦を受け、当法人所定の入会申込書により入社の申込をし、理事会の承認を得なければならない。

- ② 会員の入会申込者は、第1項の理事会の承認後、10日以内に理事会で別に定める入会金を納付したとき会員となる。

(入会金及び経費の支払義務)

第8条 正会員は、社員総会で定める入会金及び会費を納付しなければならない。

- ② 正会員は、社員総会で定める額の経費を支払わなければならない。
- ③ 賛助会員は、社員総会で別に定める賛助会費を納付しなければならない。

(会員名簿)

第9条 当法人は、会員の氏名及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- ② 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退 社)

第10条 会員は、次に掲げる事由によって退社する。

- 1 会員本人の当法人所定の退社届の提出。ただし、退社の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。
- 2 死亡
- 3 総社員の同意
- 4 除名

- ② 会員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、一

般法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

(会員の資格喪失)

第11条 正会員又は賛助会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 3か月以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(招 集)

第12条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- ② 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。
会長に事故若しくは支障があるときは、副会長がこれを招集する。
- ③ 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、正会員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第13条 社員総会は、正会員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第14条 社員総会の議長は、理事長たる会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、副理事長たる副会長がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

(社員総会の決議の省略)

第16条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に正会員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議

があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第17条 正会員は、当法人の正会員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長、出席理事及び議事録作成者が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事、監事及び代表理事

(理事の員数)

第19条 当法人の理事の員数は、3名以上とする。

(理事の選任)

第20条 当法人の理事は、当法人の正会員の中から選任する。

(監事の員数)

第21条 当法人の監事の員数は、1名以上とする。

(理事及び監事の選任の方法)

第22条 当法人の理事及び監事の選任は、社員総会において総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事及び役付理事)

第23条 当法人に会長1人、副会長1人を置き、理事会において理事の過半数をもって選定する。

- ② 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって会長とする。
- ③ 会長は、当法人を代表し会務を総理する。

(理事及び監事の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- ② 監事の任期は、選任後2以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の

時までとする。

- ③ 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- ④ 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

（報酬等）

第25条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 理事会

（招 集）

第26条 理事会は、会長がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- ② 会長に事故若しくは支障があるときは、副会長がこれを招集する。

（招集手続の省略）

第27条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

（議 長）

第28条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、副会長がこれに代わるものとする。

（理事会の決議）

第29条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（理事会の決議の省略）

第30条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（職務の執行状況の報告）

第31条 会長及び副会長は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第32条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 計 算

(事業年度)

第33条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第34条 会長は、毎事業年度、法人法第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

② 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第35条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時社員総会の日の2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 附 則

(定款に定めのない事項)

第36条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

以上